

厚生労働省省内事業仕分け（安全衛生指導業務）  
仕分け人（6名）の評決結果

○ 事務・事業

改革案では不十分  6人	人	① 事業を廃止
	人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	人	③ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	人	④ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体: )
	6人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当 人	/	

<具体的な意見>

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)】

- ・ メンタルヘルス等の業務拡充の必要性は認めるが、民間の取組の進展も踏まえ、既存業務・組織については、一層の見直しを行うべき。
- ・ 機械、建設工事等による労働災害から、メンタルヘルスへの質的な転換が必要。勤務問題要因の自殺者数を減らす目標を定めて、事務所の指導強化（量と質）を進めていただきたい。労働局と監督署の仕事の内容とプロセスを「棚卸し」して、他機関との連携やIT活用も含めた大幅な効率化をしていただきたい。
- ・ 労災防止指導員制度は、現状ならば廃止して良いと考える。ただし、メンタルヘルス対策を強化し新しい制度にした上で、飛躍的に充実させて、安全衛生指導の中核にしていくという選択もあるかもしれず、「何となく削減」ではなく、今後の方向性を明確に。労働災害をめぐる状況が質も量も大きく変化しており、「本省－労働局－監督署」の行政体制も含めて、施策全体の思い切った再編成が必要なのではないか。
- ・ 「本省－労働局－監督署」の各共通業務については情報の共有、データ管理の一元化により、業務効率化を図るべきである（仕事があって人数が決まる）。罰則規定がないとしても、悪質な企業には強く指導していただきたい。労働者の災害に係る施策であるので、事業そのものは継続すべきである。資質の向上について、各職員は国家資格・民間資格も含めてチャレンジし、堂々と民間の仕事に貢献していただきたい。
- ・ 「労働局」で担っている業務については「本省に移すべき」業務、「監督署に移すべき」業務及び「廃止すべき」業務に整理し、労働局での業務は廃止すべし。  
(都道府県別の分析や計画→テーマ別の分析や計画へ)
- ・ 地域産業保健センター事業について、事業主負担を求めるべき。労災防止指導員につ

いて、早急に廃止すべき。